

令和2年 6月18日

東北地方整備局

## 東北地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について ～ 令和元年度活動結果と令和2年度活動方針～

東北地方整備局では、平成19年4月に「建設業法令遵守推進本部(本部長:東北地方整備局長 佐藤克英)」を設置し、建設企業や一般の方から寄せられる情報を基に立入検査を実施するなど、建設業における法令遵守の徹底を図っているところです。今般、令和元年度の活動結果をとりまとめ、令和2年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

令和2年度は、10月に施行される改正建設業法の運用の周知に加え、担い手確保に向けた環境整備、大臣許可業者以外の建設企業への立入検査の強化を図ります。

なお、立入検査の実施や講習会・研修会等の開催に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況等を注視しつつ、適切な対応を図ります。

### 令和元年度の活動結果(詳細は【別紙1】)

1.通報・相談件数	152件(96件)
2.立入検査実施件数	86社(87社)
3.監督処分・勧告件数	
・監督処分(営業停止・指示)	1社(0社)
・行政指導(勧告)	5社(2社)

※( )は前年度の数値

### 令和2年度の活動方針(詳細は【別紙2】)

#### 重点的な取組

- ①改正建設業法の周知
- ②建設業の担い手確保に向けた環境整備
- ③国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対する立入検査等の強化
- ④各種相談窓口の周知・活用促進

#### 立入検査時の重点項目

- ①書面による契約の締結
- ②見積書の尊重状況
- ③法定福利費の確保

<発表記者会 : 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 電話:022-225-2171(代表)

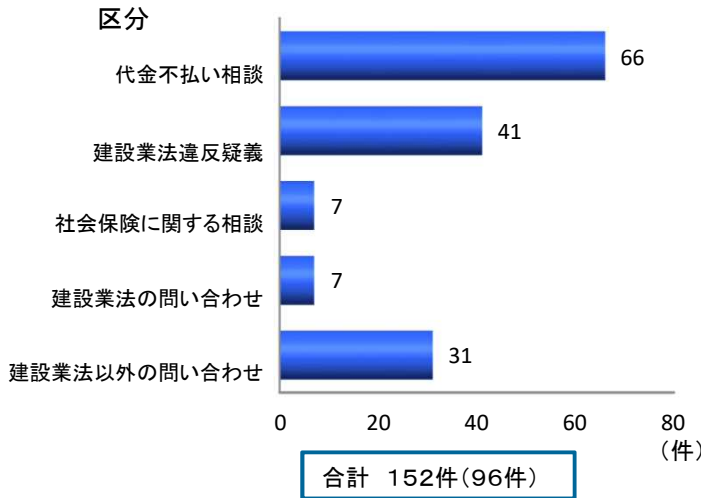
建設業法令遵守推進本部 (建政部 建設産業課内)

室長 阿彦 桂(あひこ かつら) (内線6119)

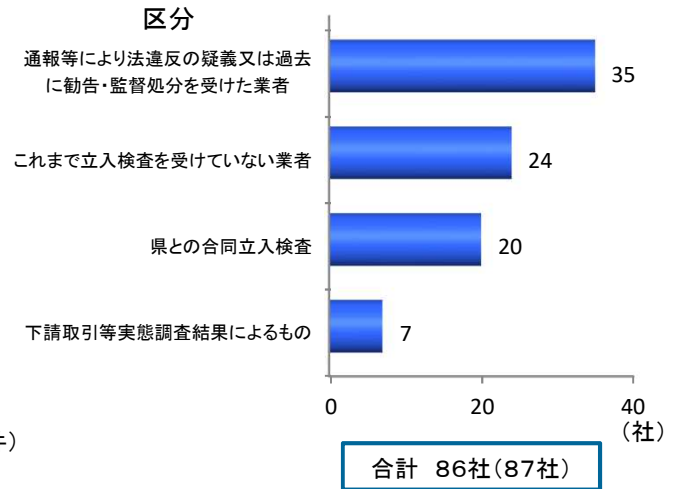
秋元 学(あきもと まなぶ) (内線6146)

## 令和元年度の活動結果

### 受付した通報・相談内容の件数



### 立入検査の実施状況



※【通報・相談手段の内訳】

- ・駆け込みホットライン・代表電話 131件(63件)
- ・建設業フォローアップ相談ダイヤル 12件(9件)
- ・上記以外(来庁、手紙、メール、FAX) 9件(24件)

※下請取引等実態調査とは、国土交通本省において実施しているもので、本調査の結果、指導があった業者に立入検査を実施した。

### 監督処分・勧告件数

- 営業停止・・・1社
  - 指 示・・・0社
  - 勧 告・・・5社
- 無許可業者との下請契約  
契約書の不作成  
契約書記載事項の不備  
下請代金の支払遅延 等

### 法定福利費の適正な確保及び休日の確保等に関する調査の実施

令和2年1月1日現在、東北地方整備局管内に主たる営業所(本社等)のある、大臣許可業者に調査を実施。

※回答結果は【別紙3】のとおり。

## 建設業取引適正化推進月間における活動

### 建設業法令遵守等講習会の実施

#### <説明内容>

- ・建設業法に基づく適正な施工体制と元下関係
- ・建設工事標準下請契約約款について
- ・社会保険加入対策
- ・建設産業における生産システム合理化指針
- ・建設業法令遵守ガイドライン
- ・適正な工期設定等のためのガイドライン
- ・新担い手3法の改正
- ・建設キャリアアップシステムの活用

※6県合計 858名の出席

### 県との合同立入検査の実施

県知事許可業者20社について、各県建設業担当部局担当者との立入検査を実施

### 外部機関主催の研修等への講師派遣

- ・適正な施工体制と元下関係等及び新担い手3法の講習会 (福島県郡山市、いわき市、会津若松市)
- ・適正な施工体制と元下関係等にかかる講習会 (岩手県岩泉町、宮城県亘理町)
- ・適正な工期設定に係る講習会 (青森県、秋田県、福島県労働局ほか)

## 令和2年度の活動方針(重点的な取組)

### 改正建設業法の周知

本年10月に施行される改正建設業法において、著しく短い工期での請負契約の締結禁止や労務費相当額を現金で支払う配慮義務の新設等の改正がなされることを踏まえ、建設業における働き方改革の推進、建設工事の請負契約の適正化を図る観点から、講習会や研修会、立入検査等のあらゆる機会を通じて、これらの改正事項の周知を図る。

### 建設業の担い手確保に向けた環境整備

建設業の担い手を確保・育成するため、建設技能者がその経験と技能に応じた評価や処遇を受けられる環境を整備等する観点から、立入検査時に、建設キャリアアップシステムへの登録の有無、建設業退職金共済制度への加入の有無の確認を行うとともに、これらのシステム・制度の活用を呼びかける。

### 国土交通大臣許可業者以外の建設企業への立入検査等の強化

「駆け込みホットライン」等に寄せられる法令違反情報の多くが国土交通大臣許可業者以外の建設企業に関するものであることから、関係機関と連携し、これらの建設企業への立入検査を強化するとともに、講習会や研修会等を通じて建設業法の周知及び遵守を促していく。

### 各種相談窓口の周知・活用促進

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」、建設工事の請負契約を巡る元請・下請間のトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」、建設業に関する各種相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」について、講習会や研修会、立入検査等のあらゆる機会を通じてその周知及び活用を促していく。

### 立入検査時の重点項目

書面による契約の締結	口頭契約が不払問題の主な要因であることを踏まえ、書面による契約締結の確認と指導の徹底
見積書の尊重状況	下請業者が提出した見積書を尊重して下請契約の締結・下請代金の支払いを行っているか確認
法定福利費の確保	法定福利費の内訳を明示した標準見積書・請負代金内訳書の活用状況等について確認とその促進

### その他

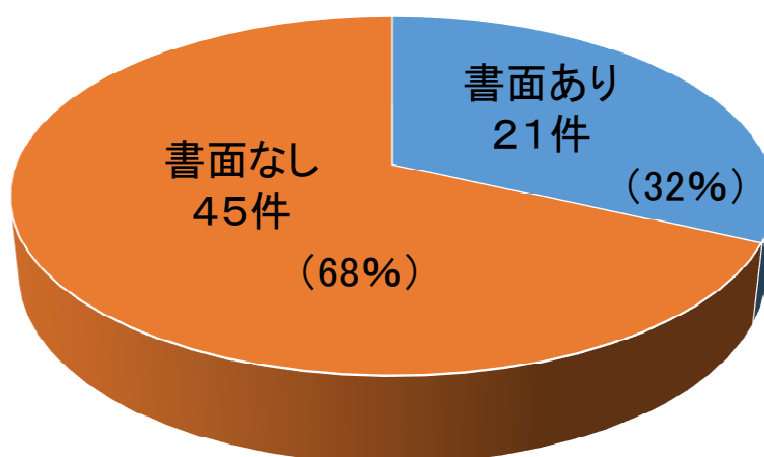
新型コロナウイルス感染症対策の取り組み	新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止・延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう適正な下請契約や下請代金の支払いを求めるため、建設業関係団体等に対して発出した通知の趣旨・内容の浸透を図る。
---------------------	--

## 書面契約の徹底について

令和元年度、建設工事における下請代金の不払相談は66件あり、全相談件数の43%を占めておりました。

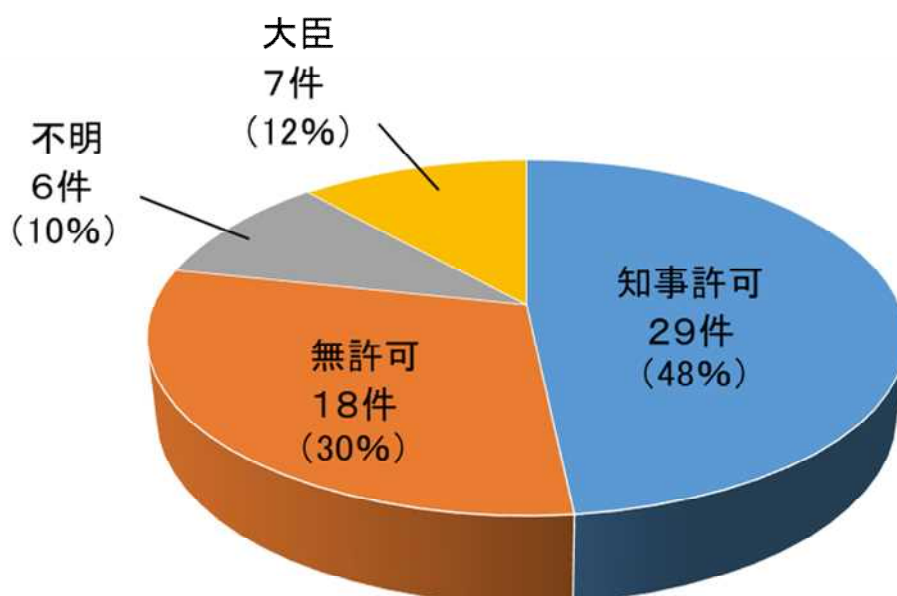
そのうち、書面で契約を締結していない割合は以下のとおりです。書面で契約を締結していない相談者に対しては、建設業法違反であることやトラブルの要因になることを伝え、今後は書面による契約締結をするよう指導しました。

また、契約の相手方である業者に対しても建設業法違反であることや今後は書面による契約の締結をするよう指導しました。



(N=66)

不払相談件数66件のうち、同一事案につき複数回相談があったものを除くと事案数としては60件となります。このうち、不払いを指摘された建設企業の建設業許可区分の割合は次のとおりです。県知事許可業者に対する不払相談は29件あり、全体の約半数を占めておりました。また、無許可業者に対する不払相談は18件となっており、大臣許可業者以外の建設企業に対する不払相談は不明も含めると53件で全体の約9割を占めています。

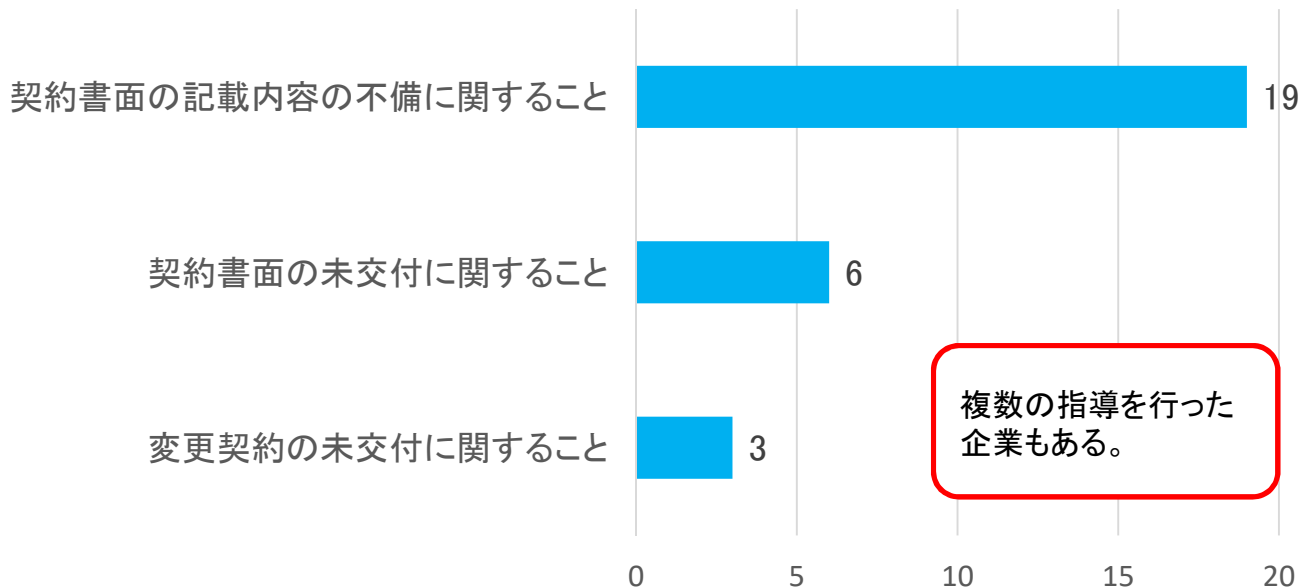


(N=60)

また、立入検査においては、22社に対し契約書面に係る指導を行いました。指導結果は以下のとおりです。

### 立入検査での契約書面に係る指導内容

単位：件



上記の結果を踏まえ、今年度も書面契約の重要性や契約書の法定記載内容を理解いただくため、立入検査において「書面による契約の徹底」を重点的な取り組みとし、指導に努めます。また、講習会等のあらゆる機会を通じて周知していきます。

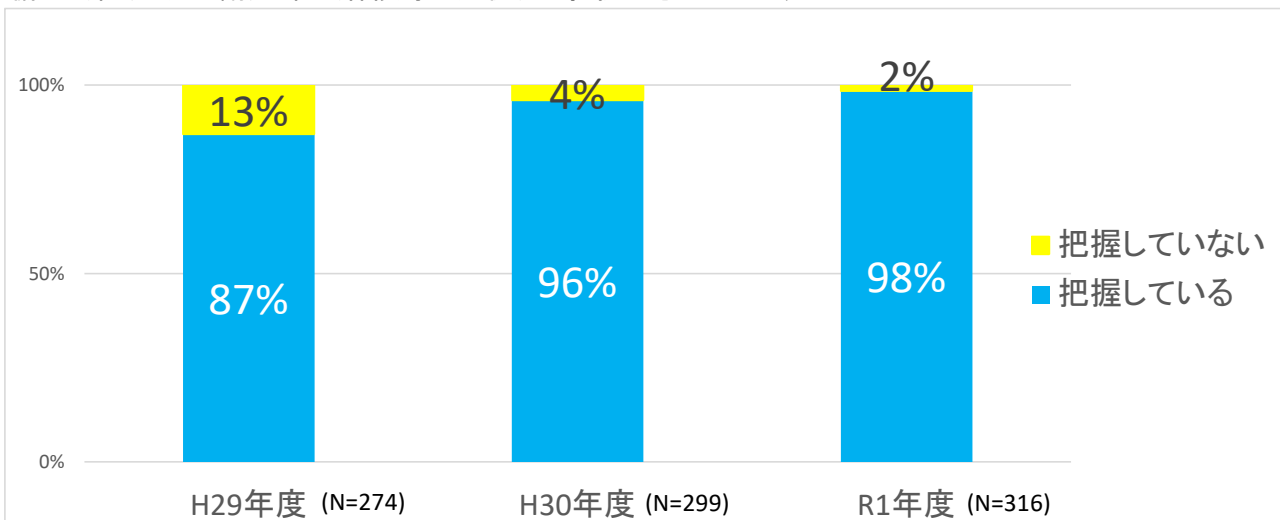
# 法定福利費の適正な確保及び休日の確保等に関する調査の実施について

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部では、管内大臣許可業者に対し、法定福利費の適正な確保及び休日の確保等に関する調査を実施しました。設問及び回答結果は以下のとおりです。

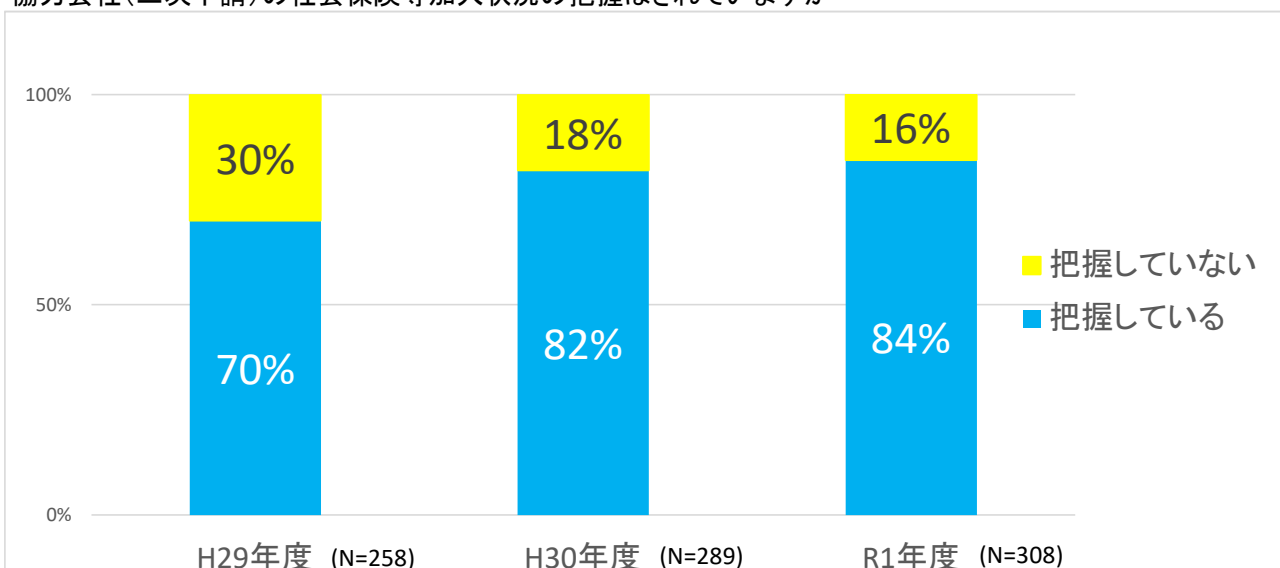
○東北地方整備局管内大臣許可企業507社（令和2年1月1日現在）に調査票を送付。うち383社から回答（回答率75.5%）。  
○専ら下請企業は設問Ⅳから回答（元請、下請どちらも該当する場合は全ての設問に回答）。

## I. 社会保険等加入状況の把握について

設問1.  
協力会社（一次下請）の社会保険等加入状況の把握はされていますか



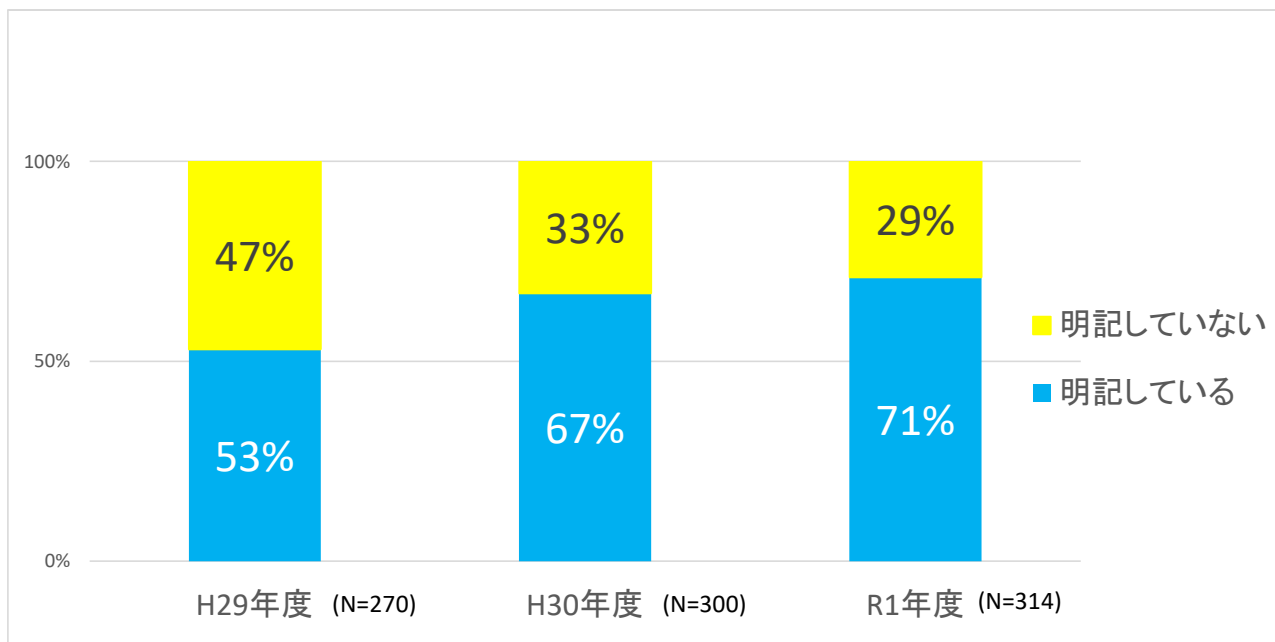
設問2.  
協力会社（二次下請）の社会保険等加入状況の把握はされていますか



## Ⅱ. 一次下請への見積依頼・注文書等への記載内容について

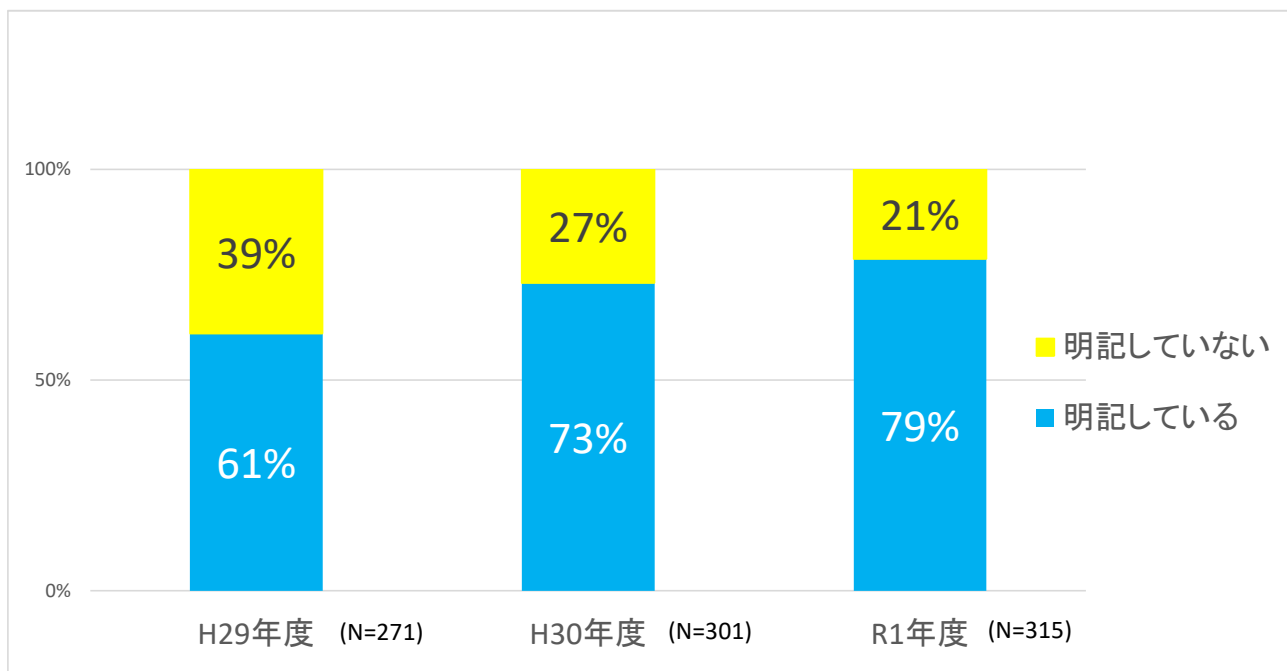
## 設問1.

一次下請への見積依頼書等に「適用除外を除く社会保険等未加入業者と契約しないこと」を明記していますか



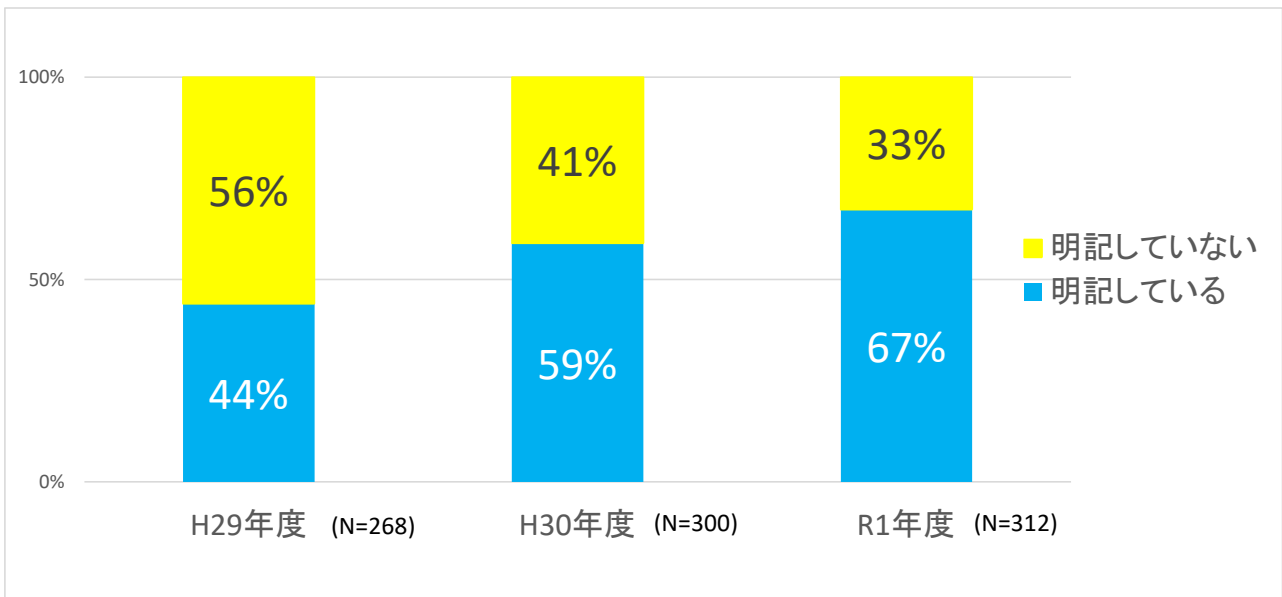
## 設問2.

一次下請への見積依頼書等に「法定福利費を内訳明示した見積書の提出をすること」を明記していますか



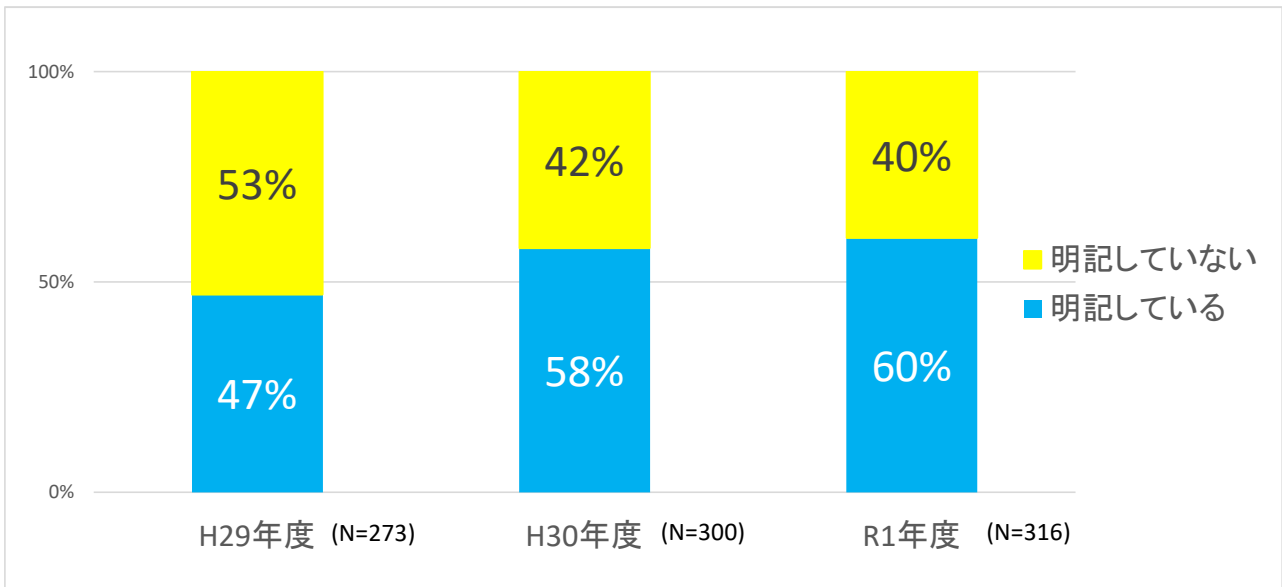
設問3.

一次下請への見積依頼書等に「二次下請に対し、社会保険等の加入を指導し、また、法定福利費を内訳明示した見積書を提出させ、それを尊重し、法定福利費を適正に確保した契約を締結すること」を明記していますか



設問4.

一次下請への注文書等に「適用除外を除く社会保険等未加入業者と再下請契約を締結しないこと」等を明記していますか

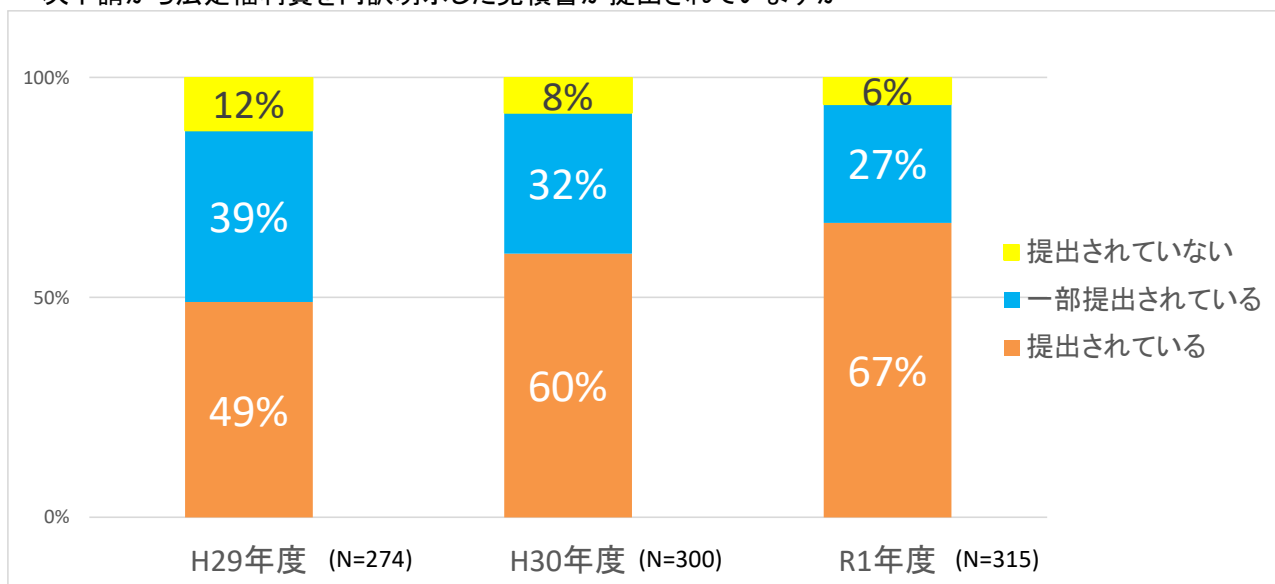




## Ⅲ. 一次下請からの見積書の提出・尊重について

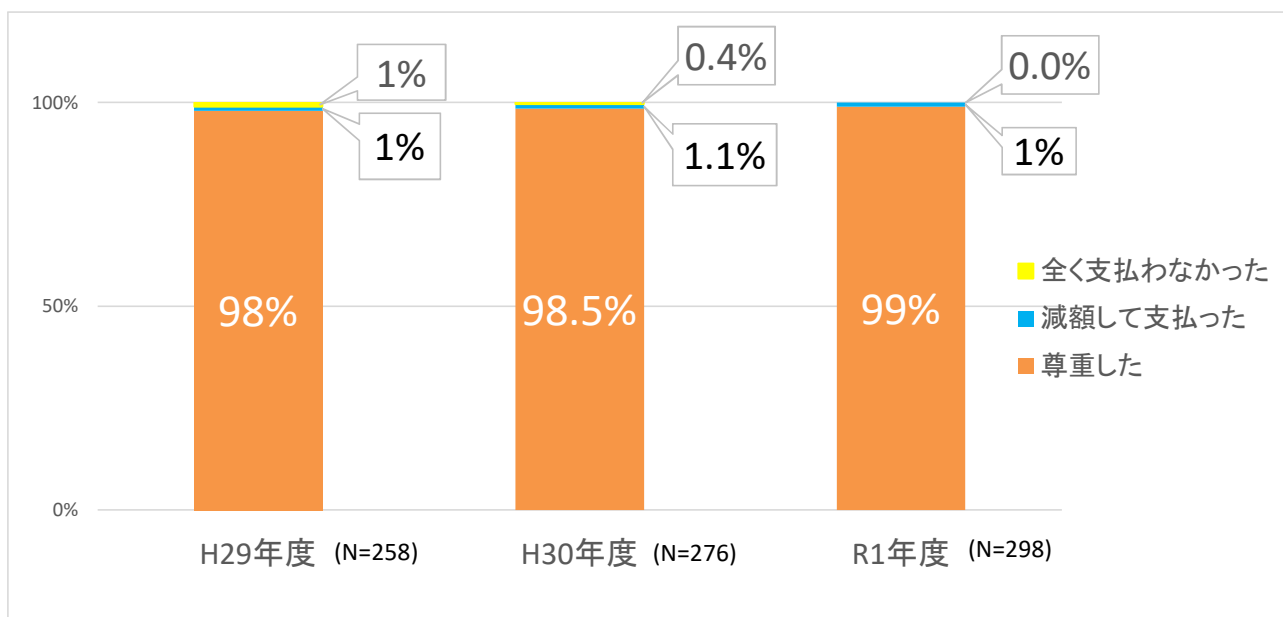
## 設問1.

一次下請から法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていますか



## 設問2.

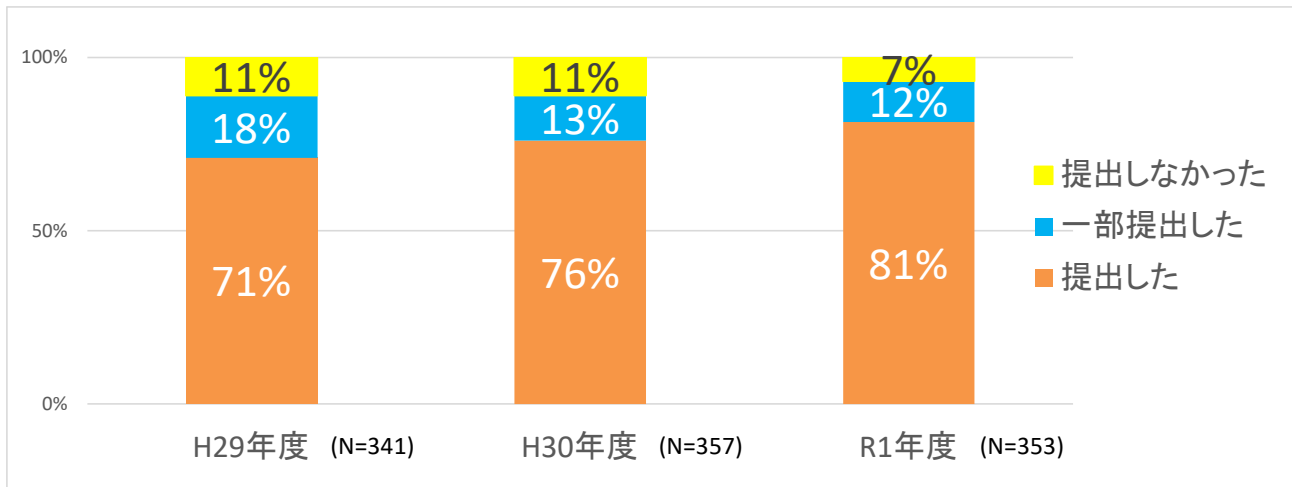
設問1で一次下請から提出された見積書を尊重しましたか



### IV. 元請(又は直上の下請)への見積書の提出・尊重について

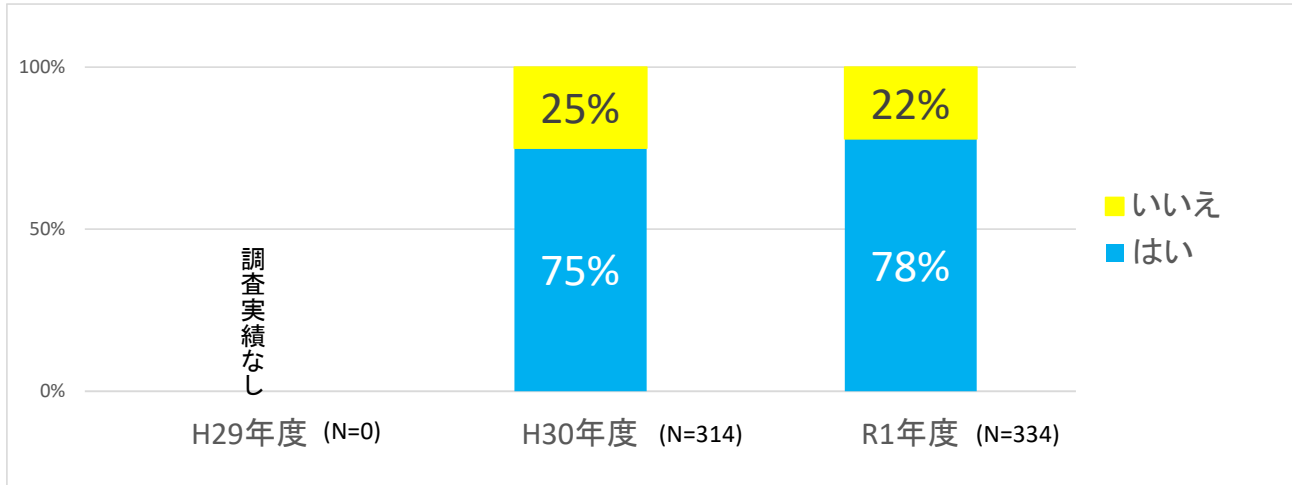
設問1.

元請(又は直上の下請)に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましたか



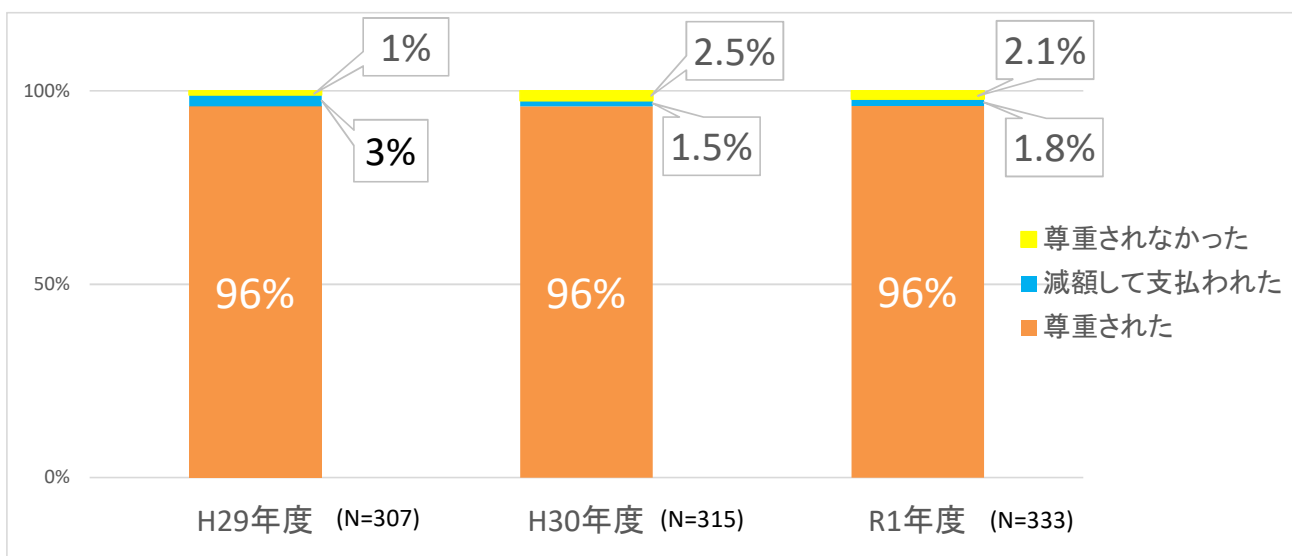
設問2.

元請へ提出する見積書は「標準見積書」による提出ですか



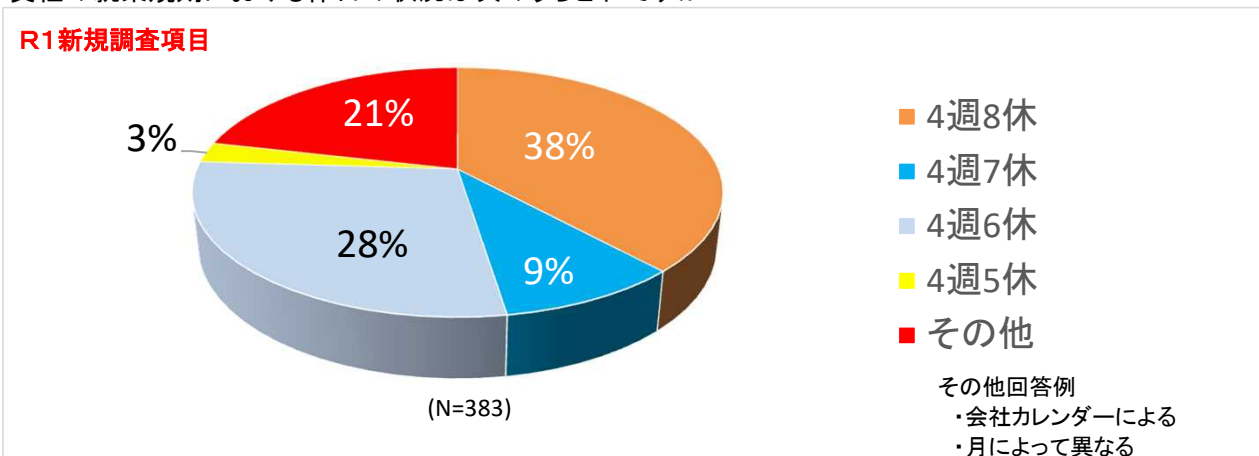
設問3.

元請(又は直上の下請)に見積書を提出した結果、法定福利費は尊重されましたか

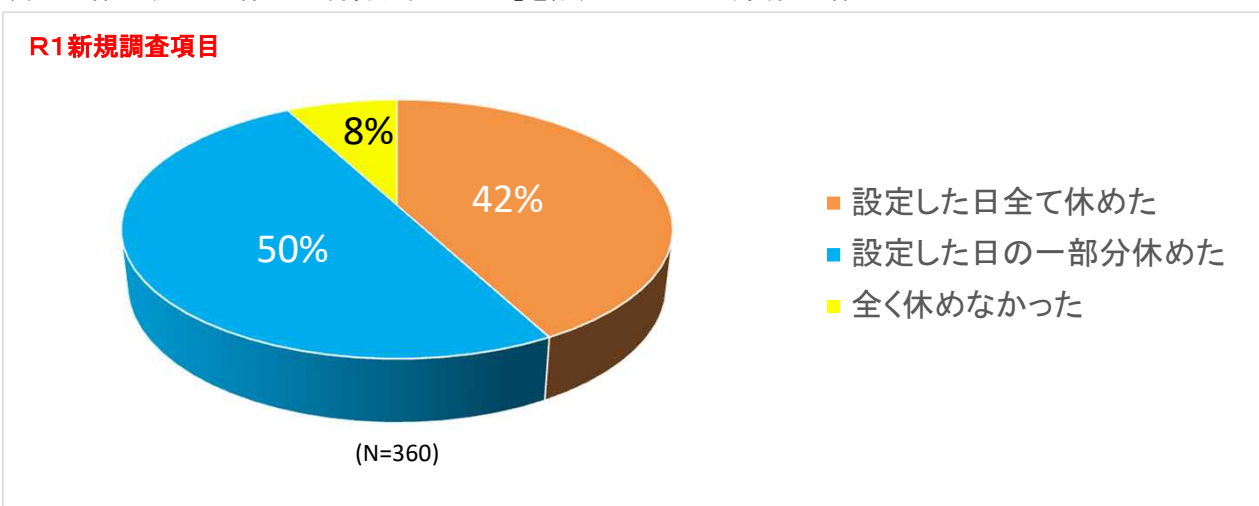


## V. 休日の確保等について

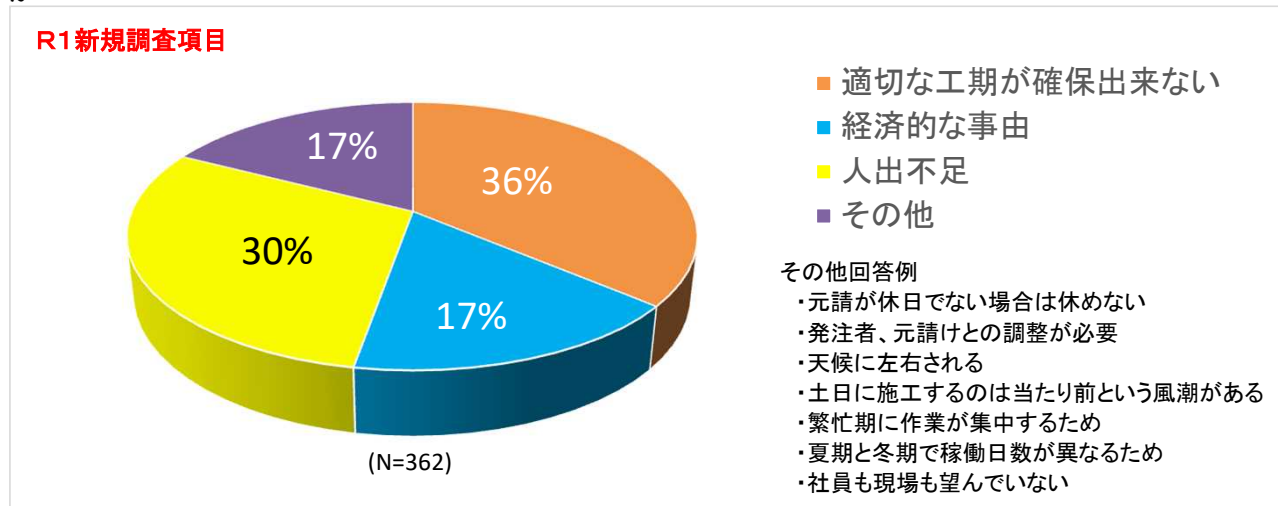
設問1.  
貴社の就業規則における休日の状況は次のうちどれですか



設問2.  
「働き方改革」の推進として、2019年に各県単位で県内行政機関並びに建設業界団体が協働し、公共工事を一斉にお休みする「週休二日制普及促進DAY」を設定しましたが、貴社は休めましたか

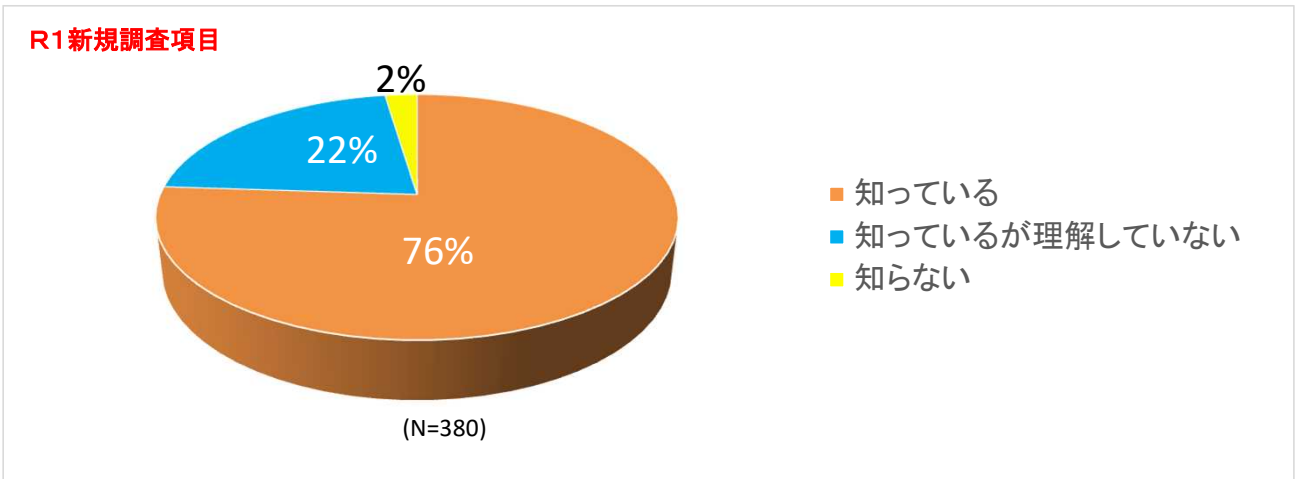


設問3.  
(設問1の回答で4週8休以外を選択した企業のみ) 貴社が週休2日を導入できない(していない)理由は何ですか



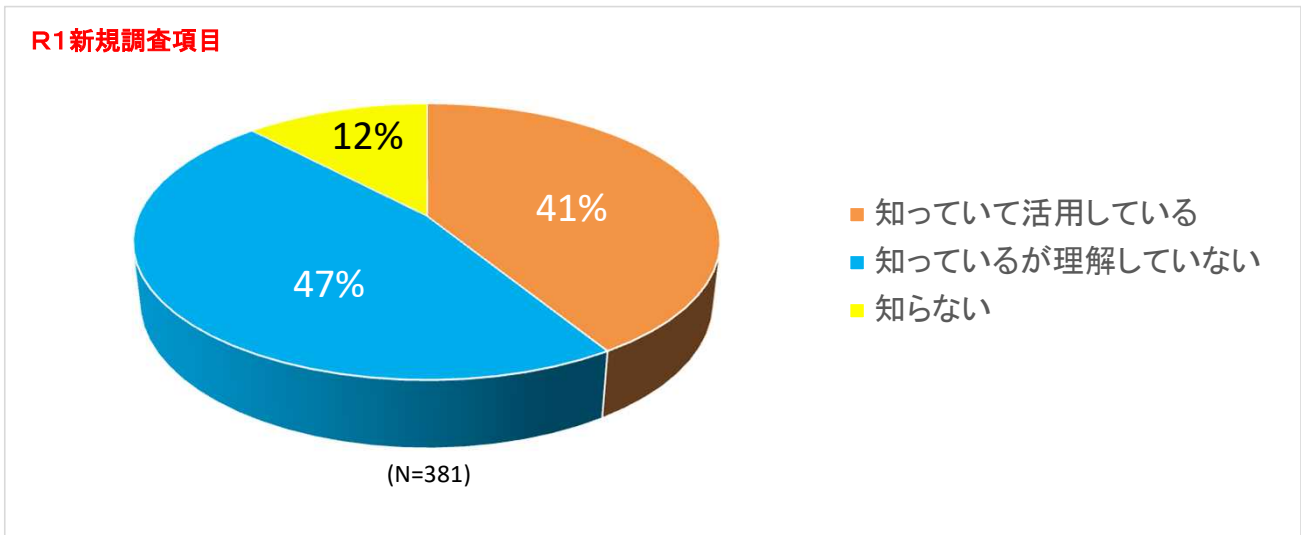
設問4.

平成30年6月に働き方改革関連法案が成立し、平成31年4月に改正労働基準法が施行されました。建設業については5年間の猶予期間を経て、平成36年(令和6年)4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることとなりましたが、このことをご存じでしたか



設問5.

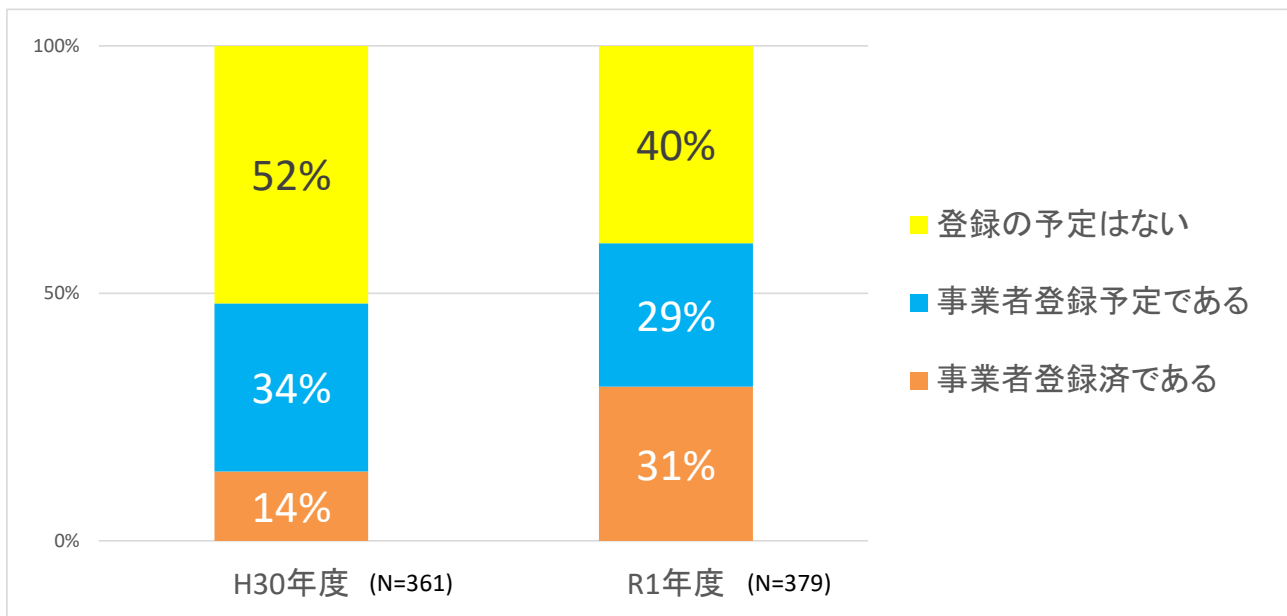
国土交通省では、5年間の猶予期間中においても受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項について「建設工事における適正な工期設定等に関するガイドライン」を作成していますが、この事についてご存じでしたか



## VI. 建設キャリアアップシステムについて

### 設問1.

本システムに貴社は加入(事業者登録)されていますか



### 設問2.

(設問1で登録の予定はないを選択した企業のみ) 登録の予定はない理由を教えてください【複数回答可】

